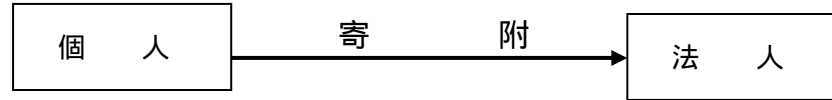


【個人が法人に不動産や株式等を寄附した場合の税務上の取扱い】

個人が、不動産や株式等を法人に寄附した場合、寄附をした個人に対し、原則課税、例外的に非課税となる規定があります。

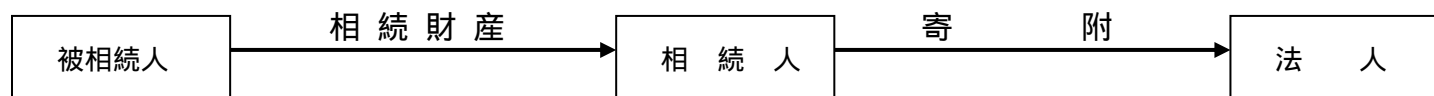
1. 個人から法人に対する寄附



(原則) 個人から法人に対する寄附は、時価で譲渡があったとみなして、寄附者に対し所得税が課税されます。

(例外) 個人が、国、地方公共団体、一定の公益法人に不動産や有価証券などを寄附した場合には、一定の手続きの下、所得税が非課税になります。(措置法40条)

2. 相続人から法人に対する相続財産の寄附



(原則) 相続人に対し、相続税が課税されます。

(例外) 相続人が、国、地方公共団体、一定の公益法人に相続財産を寄附した場合には、一定の手続きの下、相続税が非課税になります。(措置法70条)

3. 租税特別措置法 第40条と第70条の対比表(要約)

規定	第40条 (国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)	第70条 (国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等)
内容	(国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)	(国等に対して相続財産を贈与した場合等の相続税の非課税等)
誰が	個人	相続又は遺贈により財産を取得した者
誰に	(1) 国、地方公共団体 (2) 公益社団法人、公益財団法人など	同左(厳密には異なります)
何を	不動産、有価証券、書画、骨董品など	相続財産
どうした	寄附	同左
寄附、寄附財産、法人が、右のすべての要件を満たせば	(1) 寄附が、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること。 (2) 寄附財産が、寄附があった日から2年を経過する日までに、法人の公益目的事業に直接供され又は供される見込みであること。 (3) 寄附により、寄附者又は寄附者の親族等の所得税、相続税又は贈与税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められること。	(1) 法人が、寄附財産を寄附があった日から2年を経過する日までに、法人の公益目的事業に供すること。 (2) 寄附により、寄附者又は寄附者の親族等の相続税又は贈与税の負担が不当に減少する結果とならないと認められること。
どうなる	所得税は非課税	相続税は非課税
手続き	寄附があった日から4ヶ月以内に、国税庁長官宛て申請書を提出する。	相続開始の日から10ヶ月以内に、所轄税務署長宛て相続税申告書に一定書類を添付して提出する。